ロ　当該非課税口座に係る口座開設年の翌年以後の各年の非課税口座年間取引報告書を作成する場合　その年一月一日において当該非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該非課税口座に保管の委託がされている非課税口座内上場株式等の種類別及び銘柄別の数又は口数及び繰越取得対価の額（当該非課税口座内上場株式等の当初取得対価の額（当該非課税口座内上場株式等が施行令第二十五条の十三第九項各号に規定する事由により取得をしたものである場合には、当該取得の基因となった非課税口座内上場株式等の当初取得対価の額）の合計額からその年の前年十二月三十一日までに払出し（振替によるものを含む。以下この号及び次号において同じ。）がされた当該非課税口座内上場株式等（当該非課税口座内上場株式等が同項各号に規定する事由により取得したものである場合には、当該取得の時前に払出しがされた当該取得の基因となった非課税口座内上場株式等を含む。）に係る一株又は一口当たりの法第三十七条の十四第五項第二号イに規定する取得対価の額の合計額を控除した金額をいう。以下この号において同じ。）並びに当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の繰越取得対価の額の総額

六　その年中に当該非課税口座からの払出しがあった非課税口座内上場株式等に関する次に掲げる事項

イ　当該払出しの事由及びその払出しのあった年月日

ロ　当該払出しのあった非課税口座内上場株式等の種類別及び銘柄別の数又は口数

ハ　当該払出しの次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　当該払出しが譲渡によるものである場合　譲渡対価の額

(2)　当該払出しが譲渡以外の事由によるものである場合　法第三十七条の十四第四項に規定する払出し時の金額

ニ　その年中の払出しに係るハ(1)及び(2)に定める金額の総額

七　その年中に交付した当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の配当等（法第九条の八に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。以下この項において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ　種類別及び銘柄別の非課税口座内上場株式等の配当等の額の合計額

ロ　種類別及び銘柄別の所得税法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配の額の合計額

ハ　イに掲げる金額の総額及びロに掲げる金額の総額

八　当該非課税口座につきその年中に次に掲げる書類の提出があった場合には、その旨及び当該書類の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　非課税口座異動届出書（住所の変更に係るものに限る。）　その提出年月日及び当該非課税口座異動届出書を提出した者に係る変更前の住所

ロ　非課税口座廃止届出書　その提出年月日

ハ　非課税口座開設者死亡届出書　その提出年月日及び当該非課税口座開設者死亡届出書に係る被相続人の死亡年月日

九　当該非課税口座につき施行令第二十五条の十三の四第四項の規定により非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなされることとなる場合には、その旨及び当該みなされることとなった日並びに出国届出書の提出年月日

十　当該非課税口座を開設していた者が国税通則法第百十七条第二項の規定により届け出た納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所

十一　その他参考となるべき事項

4　前項第五号イに掲げる場合において、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等を取得した時前に、その非課税口座内上場株式等と種類及び銘柄を同じくする非課税口座内上場株式等の取得をし、かつ、当該取得をした非課税口座内上場株式等のすべてを既に当該非課税口座から払い出しているときは、これらの非課税口座内上場株式等は、それぞれその種類及び銘柄が異なるものとして、同号及び同項第六号に掲げる事項を記載するものとする。

5　非課税口座年間取引報告書の書式は、別表第七㈢による。

6　国税庁長官は、別表第七㈢の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

第十八条の十六の見出しを「（割引の方法により発行される公社債等の譲渡による所得の課税の特例）」に改める。

第十八条の二十の見出しを「（居住者に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の総収入金額算入の場合の添付書類等）」に改め、同条第一項中「第四十条の四第五項に規定する財務省令」を「第四十条の四第六項に規定する財務省令」に、「次の各号に掲げるもの」を「次に掲げる書類及び当該特定外国子会社等が各事業年度（法第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。以下この項及び第三項において同じ。）において法第四十条の四第三項の規定により同条第一項の規定を適用しない適用対象金額（同項に規定する適用対象金額をいう。第三項において同じ。）を有する場合における当該各事業年度に係る同条第四項に規定する特定所得の金額の計算の基礎その他参考となるべき事項を記載した書類」に、「当該各号に掲げるもの」を「これらの書類」に改め、同項第一号中「第四十条の四第五項」を「第四十条の四第六項」に改め、同項第二号中「（法第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同項第五号中「次号」の下に「及び第三項第三号」を加え、「株式又は出資」を「株式等（株式又は出資をいう。第三項において同じ。）」に改め、同項第六号中「第四十条の四第五項」を「第四十条の四第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　施行令第二十五条の二十二の二第十項の規定により読み替えられた同条第九項に規定する財務省令で定める事項は、法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等（施行令第二十五条の二十二第三項に規定する統括会社に該当することにより、その適用対象金額につき法第四十条の四第三項の規定の適用を受けるものに限る。）についての次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十五条の二十二第四項に規定する統括業務の内容

二　各事業年度終了の日における次に掲げる法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びにその発行済株式又は出資（その有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額

イ　施行令第二十五条の二十二第一項に規定する被統括会社

ロ　施行令第二十五条の二十二第一項第一号に規定する判定株主等（法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者を除く。）

ハ　イに掲げる法人と施行令第二十五条の二十二第一項第一号に規定する判定株主等との間に介在する同項第一号に規定する子会社

ニ　イに掲げる法人と施行令第二十五条の二十二第一項第一号に規定する判定株主等及びハに掲げる法人との間に介在する同項第二号に規定する孫会社

三　各事業年度終了の日における前号イからニまでに掲げる法人の株主等の氏名及び住所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地並びにその有するこれらの法人に係る株式等の数又は金額

四　株式等の所有を通じた第二号イに掲げる法人、施行令第二十五条の二十二第一項第一号に規定する判定株主等並びに第二号ハ及びニに掲げる法人の間の関係

五　その他参考となるべき事項

第十八条の二十の二の見出し中「課税対象金額」を「課税対象金額等」に改め、同条第一項中「第四十条の七第五項」を「第四十条の七第六項」に、「次の各号に掲げるもの」を「次に掲げる書類及び特定外国法人（同条第一項に規定する特定外国法人をいう。以下この項において同じ。）が各事業年度（法第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。）において法第四十条の七第三項の規定により同条第一項の規定を適用しない同項に規定する適用対象金額を有する場合における当該各事業年度に係る同条第四項に規定する特定所得の金額の計算の基礎その他参考となるべき事項を記載した書類」に、「当該各号に掲げるもの」を「これらの書類」に改め、同項第一号中「（法第四十条の七第一項に規定する特定外国法人をいう。以下この項において同じ。）」を削る。